

平成 25 年度 技術委員会 活動報告 (概要)

平成 26 年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

技術委員 14 社 15 名 + 部会長・分科会主査 6 名 (内 3 名は技術委員と重複) = 計 18 名

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 7 回 + 合同委員会 1 回 = 計 8 回

2. 審議・確認事項等

(1) 「(仮称) 消火設備設置・技術基準書」の作成および発行 (H24. 8~)

技術委員会では、消火設備の設置基準、技術基準を整理した図書を作成することにし、現在作業中である。当工業会では既に各消火設備の「設計・工事基準書」および「消火設備ハンドブック」などを発行しているが、今回は危険物施設を重視し、法第 10 条 (危険物施設) と第 17 条 (一般防火対象物) の消火設備の設置基準および技術基準を比較表形式でまとめた図書にする。本書は、特に法第 10 条と第 17 条物件の双方の担当者には有用な図書になると思われる。

なお、次の早見表は、基準書に入れるために作成したものだが、単独でも使用できるため先行発行することにし、当工業会ホームページに掲載して (無償で) ダウンロードできるようにした。

① 一般防火対象物における消防用設備等の設置対象物早見表 (平成 25 年 8 月)

② 危険物施設における消火設備の設置対象物早見表 (平成 26 年 2 月)

(2) 合同委員会の開催 (H25. 10)

当工業会 (本部) では、各委員会の委員が一堂に会して、それぞれの委員会の活動内容等の情報・意見交換および共通課題等について審議を行うとともに、委員相互の親睦を深めることを目的として毎年合同委員会を開催している。今年度は、技術委員会が幹事となり平成 25 年 10 月に岩手県一関市で開催した。会議以外にも、当工業会会員会社の機器製造工場を見学させていただくなど、大変有意義な委員会になった。

(3) その他審議・確認事項

各部会あるいは当工業会事務局起案の下記事項等について、審議・確認した。

① 当工業会ホームページ掲載用「ガス系消火設備の放射音が精密機器に与える影響について」

② 「研修用機材貸与規程」「講師会設置・運用規程」の制定

③ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの検定合格証票のレーザー刻印追加要望書の提出

⇒ 日本消防検定協会の合格証票類取扱特例規程が平成 26 年 3 月に改正され、従来の合格証票の貼付に加えレーザー印刷機による表示が可能となった。

④ (一社) 全国消防機器協会との共催による当工業会会員向け勉強会の開催について

⇒ 平成 26 年 3 月に「火災と消火と消火設備 概論」および「消防リコール制度のしくみ」のテーマで開催された。

⑤ 当工業会の消火設備標準図示記号集の改訂、講習会派遣講師の選任、他

3. 外部委員会

(1) (公社) 日本火災学会「東日本大震災調査委員会」(H24. 4~)

当工業会は、平成 23 年度に日本火災学会の標記委員会に技術委員会から委員を派遣し、消火設備の被害状況調査結果の提供等を行ってきた。同委員会は平成 23 年 12 月に速報 (CD 版) を出したが、さらに分析等を加え最終報告書をまとめるとのことで、平成 25 年度も引き続き同委員会に参加した。なお、同委員会は、平成 26 年 10 月に最終報告書を出版予定とのことである。

(2) (公社) 空気調和・衛生工学会「標準化委員会 空気調和・衛生設備工事標準仕様書改定小委員会」専門委員 (H24.5~H25.10)

空気調和・衛生工学会は、標記委員会を設けて「空気調和・衛生設備工事標準仕様書」(SHASE規格、2007年版)の改訂作業を行ってきた。当工業会は技術委員会の委員が専門委員として消火設備工事編の改訂作業に協力してきた。主な改訂部分は設備毎に記載されていた基準を水系消火設備、ガス系消火設備にまとめて見易くした、ハロゲン化物消火設備の消火剤にFK-5-1-12を追加などとなっている。なお、改訂版「空気調和・衛生設備工事標準仕様書」(SHASE規格、2013年版)は、平成25年10月に同工学会から発行された。

(3) 消防庁「石油コンビナート等防災施設の耐災害性の確保のための経年劣化に伴う点検基準等のあり方に関する検討会」(H25.8~H25.11)

消防庁は、標記検討会を設けて消火用屋外給水施設(大型化学消防車等および大容量泡放水砲に給水するための施設)および流出油等防止堤等の経年劣化に伴う点検基準等について検討を行ってきたが、当工業会も技術委員会の委員が検討会に参加した。

検討会の報告書は平成25年12月に公表され、同報告に基づき、平成26年3月に消防庁から「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」が通知されるとともに、「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法」(昭和51年消防庁告示第8号)の一部が改正された。主な改正内容は、消火用屋外給水施設の配管および加圧ポンプのうち、設置から40年を経過したものは、配管に加圧ポンプの締切圧力に等しい圧力を10分間加え、変形、損傷または漏水がないことを確認するなどとなっている。

(4) (一財) 日本消防設備安全センター「プレミアムモータに対応した加圧送水装置に係る認定基準等のあり方検討会」(H26.2~)

平成25年10月にエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)施行令が改正され、「交流誘導電動機」が同法に基づく効率規制機器の対象になり、平成27年4月1日以降に出荷されるモータは、基本的にはプレミアム効率(IE3)モータ(トップランナーモータ)となる。

日本消防設備安全センターは、標記検討会を設けてトップランナーモータを使用する消火設備の加圧送水装置に係る認定基準等について、モータの変更による課題と適切なあり方を総合的に検討しているが、当工業会も検討会および作業部会に技術委員会の委員が参加している。

なお、電動機の変更により、消火ポンプおよび制御盤等にかかなり影響があるため、当工業会の工業会ニュース(平成26年4月号)にて現状における情報を提供した。

4. その他

国土交通省から「建築設備計画基準」および「建築設備設計基準」の改訂意見の照会を受けて提出した改訂意見・要望について同省に説明した。(H25.6)

以上